

(参考)

令和5年5月2日付け県土第03-21号「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止に伴う諸通知等の取扱いについて(通知)における廃止通知等の一覧

- ①新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について(通知)(令和3年5月14日付け県土第03-38号)
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について(依頼)(令和2年3月6日付け県土第03-211号)
- ③建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用について(送付)(令和2年4月28日付け事務連絡)
- ④新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて(送付)(令和2年3月4日付け県土第03-209号)
- ⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について(通知)(令和2年3月5日付け県土第26-34号)
- ⑥新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について(送付)(令和2年3月23日付け県土第03-229号)
- ⑦建設工事等入札における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について(通知)(令和2年5月27日付け県土第03-53号)
- ⑧工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について(送付)(令和2年3月19日付け県土第03-226号)
- ⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる建設工事等の契約事務手続きについて(令和2年12月15日付け事務連絡)
- ⑩新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応(濃厚接触者の待機期間の変更等)について(通知)(令和4年2月1日付け県土第03-173号)
- ⑪新型コロナウイルス感染者が発生した際における連絡体制の一部変更について(依頼)(令和4年4月11日付け事務連絡)

各発注機関の長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び測量・調査・設計等の業務 (以下「工事等」という。) については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (送付)」(令和 3 年 1 月 8 日付け県土第 03 - 178 号) により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、本県における「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたことを受け、“「三重県まん延防止等重点措置」” を定め、感染防止対策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日 (令和 3 年 5 月 7 日変更)) (以下「基本的対処方針」という。) において、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。

また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気など感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、感染拡大防止措置や工事現場等で感染者が発生した場合の措置、受注者との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議 (WEB 等) などを活用するなどを再度徹底していただくようお願いします。

また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日 (令和 3 年 5 月 12 日改訂版)) が改訂されたことから、下記により、引き続き、適切な対応を行っていただきますようお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (送付)」(令和 3 年 1 月 8 日付け県土第 03 - 178 号) については廃止します。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について（一部更新）

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。特に、工事等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事している場合は、受発注者で今後の対応について協議を行うなどの対応をお願いします。

これらを含めた今後の工事等の対応については、引き続き、受発注者による協議を行い、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するためにも、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が工事等で発生した場合は、当該工事等のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての工事等について、一時中止の措置を検討する対象とします。

また、工事等の一時中止等を行うこととなった場合は、資料1の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について」（令和2年3月6日付け県土第03-211号）により、建設業課まで情報提供をお願いします。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について（一部更新）

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、受注者に対しては、資料2の工事打合せ簿又は委託業務打合せ簿（資料2_打ち合わせ簿ファイル参照）により、指示などをしていただき周知徹底を図るようお願いいたします。今後発注する工事等については、資料3の特記仕様書（令和2年5月13日付け県土第28-19号_令和3年5月一部更新）を作成しましたので適切な取扱いをお願いします。

なお、令和2年4月22日付け県土第03-25号の通知に基づき、既に受注者へ指示済の場合は改めて通知は不要とします。

また、工事等における「三つの密」の回避等に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、感染症の拡大防止対策については、資料4のチェックリスト（令和2年4月28日付け事務連絡_令和3年5月一部更新）を参考に受発注者で協議していただき、施工・業務計画書に反映させて、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下「下請企業等」という。）においても、確実に実施されるようお願いいたします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事等の現場のみならず関係する受発注者の会社・事務所等においても、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従

事者等の健康管理に留意するようお願いいたします。

- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場等では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。（資料5の建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例・熱中症リスク軽減等の取組事例_（令和3年5月一部更新）を参考としてください。）

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう適切な対応をお願いします。

- (3) 工事等の関係者の移動にあたっては、「新しい生活様式」を心掛け、感染拡大防止の徹底など、引き続き、適切な対応をお願いします。

- (4) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行ってください。

なお、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注間での協議対象となります。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げません。

- (5) 工事現場における熱中症対策については、資料6の「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」等により各部局から通知しているところであり、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記に基づき対応することとします。

なお、通知では真夏日「日最高気温が30℃以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応してください。

また、積算基準等により「土木請負工事における現場環境改善費の積算」を制定している場合は、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上できるほか、率分で計上することが適当でないとは判断されるものについては積上げ計上できることに留意してください。

- (6) オフィス、現場事務所、屋内休憩スペースなど室内での寒冷的な場面においては、「寒冷的な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」、「冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法」（資料7）を参考に、適切な換気や適度な保湿を行うようお願いいたします。

- (7) 施工中の工事等について、感染者等があることが判明した場合は、資料8のフロー図（令和3年5月一部改正）に基づき、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

また、感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛けるとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促すようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う監理技術者等の取扱いについて

監理技術者等の取扱いについては、資料9の「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて」（令和2年3月4日付け県土第03-209号）により取扱うこととします。

（主な内容）

- ・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について
- ・監理技術者等の途中交代について
- ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続きについて

(1) 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数については、資料10の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月5日付け県土第26-34号）により取扱うこととします。

(2) 総合評価方式におけるヒアリングの設定について

総合評価方式で発注する工事等においては、ヒアリングを設定しないこととします。（令和2年3月23日付け県土第03-229号による。）

(3) 総合評価方式の暫定運用について

人権に関する取組実績及び各団体が発行するCPDの取得実績については、資料11の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した令和3年度の総合評価方式の暫定運用について（通知）」（令和3年3月9日付け県土第26-26号）により取扱うこととします。

(4) 工事等における納税証明書及び納税確認書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収の猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中または、特例の適用を申請中の入札参加者にかかる納税確認書、納税証明書提出については、資料12の「建設工事等入札における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について」（令和2年5月27日付け県土第03-53号）により取扱うこととします。

5. 工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、資料13の「工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について」（令和2年3月19日付け県土第03-226号）より、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いします。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等に係る打合せ、検査等の対応について

(1) 受注者（現場代理人、監理技術者等の関係者）との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえ、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議（WEB等）などを活用するなど感染拡大防止に向けて受発注者間で協議の上適切に対応してください。

(2) 受注者との工事等に係る検査の実施にあたっては、上記(1)と同様の対応とします。

なお、契約書の条項等※による検査時の受注者の立会いについては、受発注者間で協議の上、電話やテレビ会議（WEB等）などをもって行うことができるものとします。

※契約書の条項等：建設工事請負契約書の条項、設計業務等委託契約書の条項
維持業務委託契約書の条項等、三重県建設工事検査規則
三重県公共工事共通仕様書、三重県業務委託共通仕様書

(3) 検査時に監督員は、検査に出席した受発注者双方及び検査員の全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残していただくようお願いします。

なお、現場で臨場した作業員等も含みます。

事務担当：

建設業課	入札制度班	059-224-2723
技術管理課	技術管理班	059-224-2918
公共事業運営課	総合評価班	059-224-2696

添付資料は省略

県土第03-211号
令和2年3月6日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について
(依頼)

このことについて、令和2年3月3日付け県土第28-114号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（送付）」において、連絡させていただいたところです。

今後は、上記の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の関係で、工事等の一時中止若しくは工期延期等を行うこととなったものがありましたら、別添報告様式にて情報提供をしていただくようお願いいたします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

令和 年 月 日

(発 注 機 関 名)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う工事等の一時中止・工期延期等に関する報告書

項目	内容
1. 工事（業務）名	
2. 対策の実施を決定した日時	
3. 対策の内容	<input type="checkbox"/> 一時中止を実施 <input type="checkbox"/> 工期の延期を決定

【補足】

- ・受注者より、工事打合せ簿又は委託業務打合せ簿で協議があった工事（業務）を対象とします。
- ・「2. 対策の実施を決定した日時」については、「〇月〇日おおよそ〇時頃」などの形でご回答ください。

【報告先・報告方法】

県土整備部建設業課 メールによる報告

事務連絡
令和2年4月28日

各発注機関の長様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
チェックリストの活用について(送付)

本県発注の工事及び測量・調査・設計等の業務の感染拡大防止対策の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事及び業務の対応について」(令和2年4月22日付け県土第03-25号)により、適切な対応をお願いしているところです。

建設現場等における感染拡大防止対策の徹底は、発注者に対しても求められています。そこで、取組事例を示したチェックリストを作成しましたので、受注者との協議時に活用いただき、対策の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、受注者が追加で費用を要する対策を実施する場合は、受発注間で設計変更の協議を行うこととなっていますので、疑義がある場合には技術管理課へ照会願います。また、県内各市町には当方より参考送付していることを申し添えます。

事務担当：

技術管理課	技術管理班	059-224-2918
建設業課	入札制度班	059-224-2723
公共事業運営課	公共事業運営班	059-224-2915

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、受発注者で協議していただき、施工計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いします。

1 感染予防ための体制	対策の有無	
・現場代理人が現場における感染防止対策の取組やルールについて、労働者全員に周知している	有	無
・現場における感染症予防の責任者などを任命している	有	無
・安全教育や工事関係者の連絡会議等で新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマとして取り上げている	有	無
・現場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例などを周知している	有	無
・建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を周知している	有	無
2 共通	対策の有無	
・消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行	有	無
・体温測定等による健康管理	有	無
・作業・打合せ時のマスク着用	有	無
・複数人での備品の共用をできる限り避ける等の徹底を行っている	有	無
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を行っている	有	無
3 朝礼・KY活動における取組	対策の有無	
・朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))	有	無
・対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)	有	無
・伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)	有	無
・指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)	有	無
・朝礼時の体温測定等	有	無
・テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催	有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

4 現場事務所等での作業・打合せに関する取組	対策の有無	
・ 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気	有	無
・ Web（TV）会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減	有	無
・ 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 （対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など）	有	無
・ 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小	有	無
・ 現場事務所等のこまめな消毒の実施	有	無
・ どうしても1.0m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留める	有	無
5 食事・休憩時における取組	対策の有無	
・ 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行	有	無
・ 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 （時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など）	有	無
・ 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保	有	無
・ 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止	有	無
・ 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）	有	無
・ 屋外で対人距離を確保して休憩	有	無
6 現場作業や移動時の取組	対策の有無	
・ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避	有	無
・ 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 （室内作業や型枠組立、内装工事など）	有	無
・ 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 （現場へ移動するための車両数を増やす等）	有	無
・ 現場と自宅の直行直帰の推奨	有	無
・ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 （ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等）	有	無
・ 新規入場者への感染症防止対策の喚起	有	無
・ 県外からの入場者についての把握	有	無
・ 都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底	有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、業務における「三つの密」の回避等に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、受発注者で協議していただき、業務計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いします。

1 感染予防のための体制	対策の有無	
・ 職場における感染防止対策の取組やルールについて、労働者全員に周知している	有	無
・ 職場における感染症予防の責任者などを任命している	有	無
・ 業務関係者の連絡会議等で新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマとして取り上げている	有	無
・ 職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例などを周知している	有	無
・ 建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を周知している	有	無
2 共通	対策の有無	
・ 消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行	有	無
・ 体温測定等による健康管理	有	無
・ 作業・打合せ時のマスク着用	有	無
・ 複数人での備品の共用をできる限り避ける等の徹底を行っている	有	無
・ 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を行っている	有	無
3 出社等における取組	対策の有無	
・ 在宅勤務・テレワークの実施	有	無
・ 時差出勤、退社時間の調整	有	無
・ 業務時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))	有	無
・ 対人間隔が確保困難な場合等の出社人数の縮小等	有	無
・ 出社時の体温測定等	有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

4 会議室等での作業・打合せに関する取組	対策の有無	
・作業・打合せ時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気	有	無
・Web（TV）会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減	有	無
・対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 （対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など）	有	無
・時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小	有	無
・説明のポイントを絞った打合せによる時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用	有	無
・会議室等のこまめな消毒の実施	有	無
・どうしても1.0m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留める	有	無
5 食事・休憩時における取組	対策の有無	
・休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行	有	無
・休憩時間の分散化 （時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など）	有	無
・更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保	有	無
・簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止	有	無
・手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）	有	無
6 作業や移動時の取組	対策の有無	
・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避	有	無
・密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行	有	無
・車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 （現場へ移動するための車両数を増やす等）	有	無
・会社と自宅の直行直帰の推奨	有	無
・業務機器や車両等の操作前の消毒等の徹底 （業務機器等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等）	有	無
・都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底	有	無

県土第03-209号
令和2年3月4日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の
取扱いについて (送付)

このことについて、令和2年2月28日付け国土建第482号により国土交通省土地・
建設産業局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、本県においても国土交
通省の通知文書に準ずるものとします。

なお、県内各市町及び建設業団体には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

国土建第482号
令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

県土第 26-34号
令和 2年 3月 5日

各発注機関所属長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
入札等の手続の対応について (通知)

このことについて、令和2年3月2日付け事務連絡により国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長から、別添のとおり通知があり、本県においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び測量・設計業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応することとします。

記

1 総合評価方式におけるヒアリングの実施について

ヒアリングを3月15日までに実施する予定案件については、以下の対応を取るものとする。

- ① 可能であれば、3月16日以降にヒアリングを延期する。
- ② 3月15日までにヒアリングを実施する場合は、電話やWEBによるテレビ会議システム等を活用する。
- ③ やむを得ず3月15日までに対面でヒアリングを実施する場合は、感染予防の対策を徹底するとともに、ヒアリングに出席した全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残す。

2 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数について、「令和2年3月3日付け県土第28-114号の通知」により一時中止措置等を行った案件については、当分の間、次表のとおり取扱うこととする。

工事等の一時中止を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、右欄の項目について評価する	競争入札参加資格条件における企業の工事实績
	競争入札参加資格条件における配置予定技術者の工事实績
	配置予定技術者の兼務制限における手持業務数
	総合評価方式における企業の工事实績
	総合評価方式における配置予定技術者の工事实績
	総合評価方式（特別簡易型）における手持工事件数
	総合評価方式における企業の業務実績
	総合評価方式における技術者の業務実績
	総合評価方式における技術者の手持業務件数

3 入札参加者への周知

別紙（工事版、業務版）を入札情報サービスへ添付すること。

4 適用

本通知日以降適用する。

事務担当

県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

TEL 059-224-2696

建設業課 入札制度班

TEL 059-224-2723

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した工事の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の工事实績及び手持工事件数について

工事の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

競争入札参加資格条件における「企業の工事实績」
競争入札参加資格条件における「配置予定技術者の工事实績」
競争入札参加資格条件における「非専任での配置予定技術者の兼務制限」
総合評価方式における「企業の工事实績」
総合評価方式における「配置予定技術者の工事实績」
総合評価方式（特別簡易型）における「手持工事件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した業務の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の業務実績及び技術者の手持業務件数について

業務の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

配置予定技術者の兼務制限における「手持業務数」
総合評価方式における「企業の業務実績」
総合評価方式における「技術者の業務実績」
総合評価方式における「技術者の手持業務件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

県土第 03-229号

令和2年3月23日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応
について (送付)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う一時中止の対応等については、令和2年3月3日付け県土第28-114号および令和2年3月12日付け県土第03-221号により、適切な対応をお願いしているところです。

令和2年3月20日以降の対応について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から令和2年3月19日付け国土入企第54号により、別添のとおり通知がありましたので、本県においても国土交通省に準ずることとし、別途通知を行うまでの間は、下記のとおり対応いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止の対応等については、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても受注者の責によらない事由によるものとして適切に対処してください。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

記

【令和2年3月20日以降の対応】

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

- ・一時中止措置を実施している受注者に対して、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。
- ・一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も上記と同様とする。

- ・工事や業務の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が適切に実施されるように取り組むこと。

2. 工事及び業務の入札等の手続きの対応

- ・総合評価方式で発注する工事又は業務においては、ヒアリングを設定しないこと。

事務担当：

技術管理課 技術管理班 059-224-2918

建設業課 入札制度班 059-224-2723

公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696

令和2年5月27日

各発注機関所属長 様

三重県県土整備部理事

(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設工事等入札における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収の猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中または、特例の適用を申請中の入札参加者にかかる納税確認書、納税証明書提出の取扱いを下記のとおりとしますので通知します。

記

1 徴収猶予の特例制度期間中の入札参加者への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署等の関係機関に新型コロナウイルス関連の徴収猶予の適用を受けるために申請した者において、納税確認書、納税証明書が関係機関から発行されず、入札公告や入札条件で提出を求める期日までに納税証明書等を提出できない場合、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納や滞納がないことを条件に、申立書(別紙)を提出していただくことで確認を行います。

※ 納税確認書(県税事務所発行)については、新型コロナウイルス関連の徴収猶予の許可後は発行されますので、提出期日までに許可がされていない場合のみ申立書での対応となります。

納税証明書(税務署発行)は、徴収猶予期間中は発行されないとのことです。

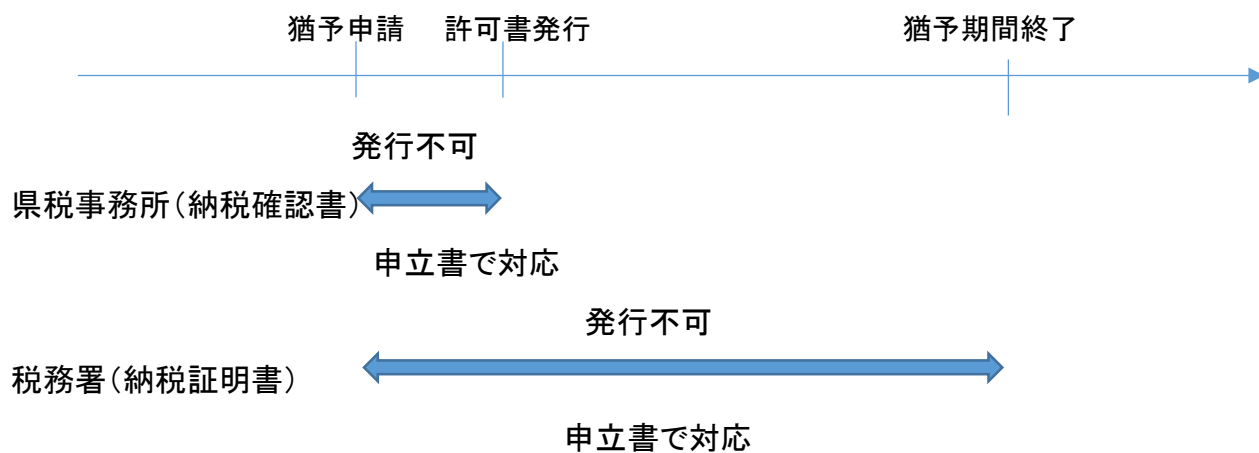
※ 申立書により確認したのち、あらためて納税確認書、納税証明書の提出は求めません。

※ 県税事務所(納税確認書)と、税務署(納税証明書)で納税証明書等が発行されないケースが異なるため、申立書を提出する取扱いは下記のとおりとなります。

下図の発行不可の期間中で、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納(滞

納)が無い場合のみ申立書で資格確認を行います。申立書は、あくまでも納税証明書等が発行されない場合の対応ですので、発行される場合や有効期間内(6か月以内)に発行された納税証明書等で確認できる場合は、納税証明書等の提出を必ず受けてください。

(図)



2 今後の入札情報サービス及び掲示板等による周知の際は、別添お知らせをご活用ください。

※お知らせは三重県ホームページ(建設業のための広場)にも掲載しています。

事務担当:建設業課入札制度班

電話 059-224-2723

【別紙】

申 立 書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名

㊟

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税（徴収）の猶予制度を受けるため、関係機関に申請を行ったことにより、下記1の入札案件について、提出日時までに下記2の書類を提出できないので申し立てます

記

1 案件名：

2 提出できない書類

（※提出できない書類にチェックをしてください。）

三重県税についての納税確認書の写し

消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のない証明用）の写し

3 誓約事項（ご確認のうえ、チェックを行ってください。）

上記2の該当税目において、納税（徴収）の猶予制度で猶予を受けるもの以外に未納及び滞納はありません。

県土第03-226号
令和2年3月19日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について (送付)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う一時中止の対応等については、令和2年3月3日付け県土第28-114号により、適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、別添「工事請負契約における中間前金払に関する取扱い」第6認定方法に基づき、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いいたします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電話：059-224-2723

工事請負契約における中間前払金に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事（以下「工事」という。）における、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号、以下「執行規則」という。）第9条第2項に基づく中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が1件100万円以上の工事で、既に前払金の請求を行ったものとする。

第3 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 割合

中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の2）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の6）を越えてはならないものとする。

第5 要件

次の（1）～（3）の要件をすべて満たす場合に、中間前払金を請求できるものとする。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- （1） 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- （2） 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

第6 認定方法

- 1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前払金認定請求書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「要綱」という。）第39号様式）の提出があったときは、第5の要件のすべてを満たしているかどうかを調査するものとする。

なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

- 2 前項の調査は、当該工事の監督員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、

要件を三重県公共工事共通仕様書第11号様式の工事履行状況報告書により確認できるものとする。

- 3 認定者は、調査の結果、第5の要件のすべてを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書（要綱第40号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書（要綱第26号様式）に添えて保管するものとする。
- 4 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内（三重県の休日を含む。定める条例（平成元年三月二十九日三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

第7 中間前払金の支払

中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

第8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

（平成28年4月1日改正）

事務連絡
令和2年12月15日

各発注機関の長様

県土整備部建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる建設工事等の契約事務手続き
について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受注者との建設工事等の契約に関する書類の受け渡し等の手続きについては、下記により、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 各発注機関の契約担当は、受注者に対して契約に関する書類の受け渡し方法を確認する。「①直接持参」もしくは「②郵送希望」であるかの確認を行う。

① 【各発注機関の契約担当へ直接持参する場合】

受注者に対して、事前に体調確認を行ったうえでの来庁依頼、マスク等による咳エチケット、手指衛生等の徹底に協力をいただき書類の受け渡しを行う。

② 【郵送を希望する場合】

・各発注機関において、別添の「郵送を希望する場合」の取扱いを参照し、地域の実情を考慮した対応を行う。

○郵送方法については、レターパックプラス（赤色）や書留郵便、特定信書便事業者による送付で、確実に受け取り確認ができる方法とする。

※レターパックライト（青色）や普通郵便でも信書の送付は可能ですが、郵便受けに配達され確実な受取確認が取れないため、原則不可とする。

○送料は受注者の負担とする。

○発注者から事前に送付する必要のある書類の場合は、受注者から返信先を明記した返信用のレターパック等を郵送してもらうなどして対応する。

○書類のサイズ等により郵送での対応が難しいと判断する場合は、受注者と相談の上対応する。

事務担当：
県土整備部建設業課
入札制度班 TEL 059-224-2723

令和2年12月15日

郵送を希望する受注者の皆さまへ

「郵送を希望する場合」の取扱いについて

【郵送による場合の注意事項】

ア 送付先

各発注機関の契約事務担当課

例) ○○建設事務所 総務・管理室 総務課

イ 送付方法

- ・ 信書便（レターパックプラス（赤色）や簡易書留、特定信書便業者による送付）で、確実に受け取りが確認できる方法で送付することとします。
※レターパックライト（青色）や普通郵便による送付は、郵便受けに配達され確実な受け取りが確認できないため原則不可とします。
- ・ 信書便の表面に送付物等を明記してください。
「工事名（業務名）、業者名、送付した書類名」在中
例) 「令和○年度○○河川改修工事、株式会社××、契約書」在中
- ・ 必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を同封又は信書便の表面に記入して下さい。

ウ 送付にあたっての留意事項

- ・ 送料は申請者の負担となります。
- ・ 発注者から事前に受け取りが必要な書類の場合は、返信先を明記した返信用のレターパック等を発注機関の契約事務担当課あてに送付が必要となります。
- ・ 書類不備等で連絡する場合がありますので、確認用として書類一式を複写して、お手元に保管ください。
- ・ 必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ・ 書類のサイズ等によっては、ご希望に沿えない場合があります。

(参考) 主な送付方法にかかる対応の可否例

対応可※	対応不可
レターパックプラス（赤色）	レターパックライト（青色）
簡易書留	普通郵便
特定信書便事業者による送付	ゆうパック
	ゆうメール
	ゆうパケット
	クリックポスト

※信書に該当し、かつ確実に受け取り確認ができる送付方法であるため。

各発注機関の長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応（濃厚接触者の待機期間の変更等）について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）」（令和 3 年 5 月 14 日付け県土第 03-38 号）により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間に係る対応方針」（三重県新型コロナウイルス感染症対策本部）における待機期間が短縮されたことから、別添の「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」を更新しましたので、引き続き、適切な対応をお願いします。

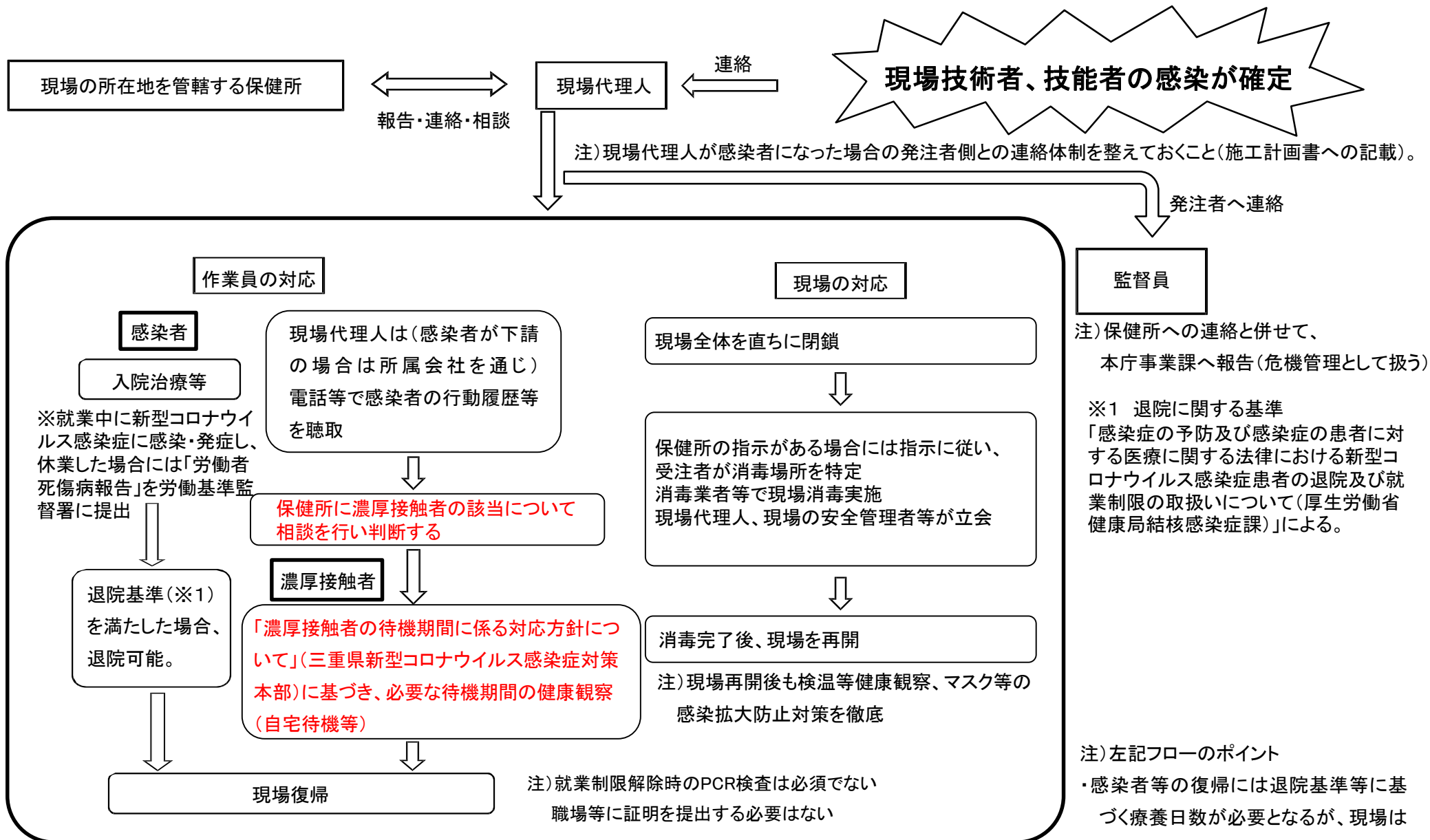
また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気など感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて対策の徹底をお願いします。また、受注者との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議（WEB等）などを活用するなどを再度徹底していただくようお願いします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

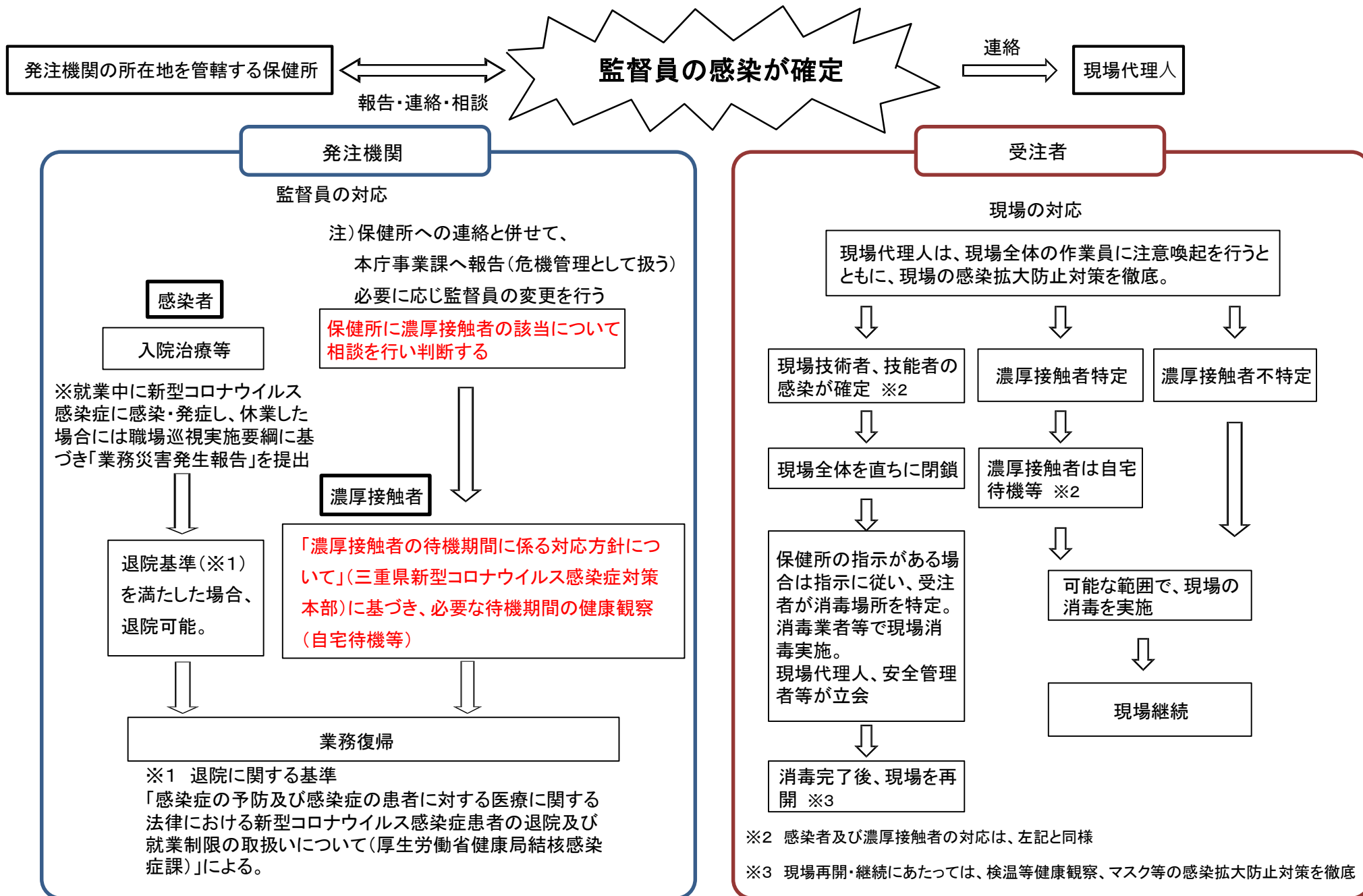
事務担当：
建設業課 入札制度班 059-224-2723

① 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



注)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日版)」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)(別紙26)」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。(別紙27)」、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例(別紙28)(国土交通省土地・建設産業局建設業課)」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて(別紙23)」を参考にしてください。

② 発注機関で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



注)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日版)」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)(別紙26)」を参考にしてください。

濃厚接触者の待機期間に係る対応方針について

令和4年1月21日

令和4年1月28日一部改定

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間について

本県における濃厚接触者の待機期間は、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）も含めて、原則として、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とします。

ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用する等の感染対策を行う必要があります。

2. 社会機能維持者の待機期間の短縮について

社会的機能維持者の所属する事業者が、対象者の待機期間の短縮を、その方の居住地を管轄する保健所に申し出た場合には、保健所は、

- ① 待機期間の短縮について社会機能維持者本人の同意を得たこと、
 - ② 待機解除に必要な検査を事業者の責任において実施すること
- を口頭で確認のうえ、待機期間の短縮を認めることとします。

なお、対象となる事業者の範囲については、医療関係、福祉関係、インフラ運営関係、物流・運送サービス関係等の「事業の継続が求められる事業者」として新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に示された事業者（別紙）を基本として、幅広く捉えるものとします。

3. 待機期間の短縮を申し出る場合の留意事項

待機期間の短縮にあたっては、事業者において以下の（1）～（5）の検査等を行うことが必須となります。

- （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うこと。
- （2）無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（体外診断用医薬品）を必ず用いること。購入に際しては、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が

医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。

なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

(4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

(5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

(主な改定箇所は、下線)

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・ 学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 1 日

各発注機関の長 様

建設業課長

新型コロナウイルス感染者が発生した際における連絡体制の一部変更について
(依頼)

このことについて、令和4年2月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染者が発生した際の連絡体制について」の対応を一部変更し、令和4年4月11日から適用することとしましたので通知します。引き続き、適切な対応をお願いします。

記

1 変更箇所

・受注者の報告内容

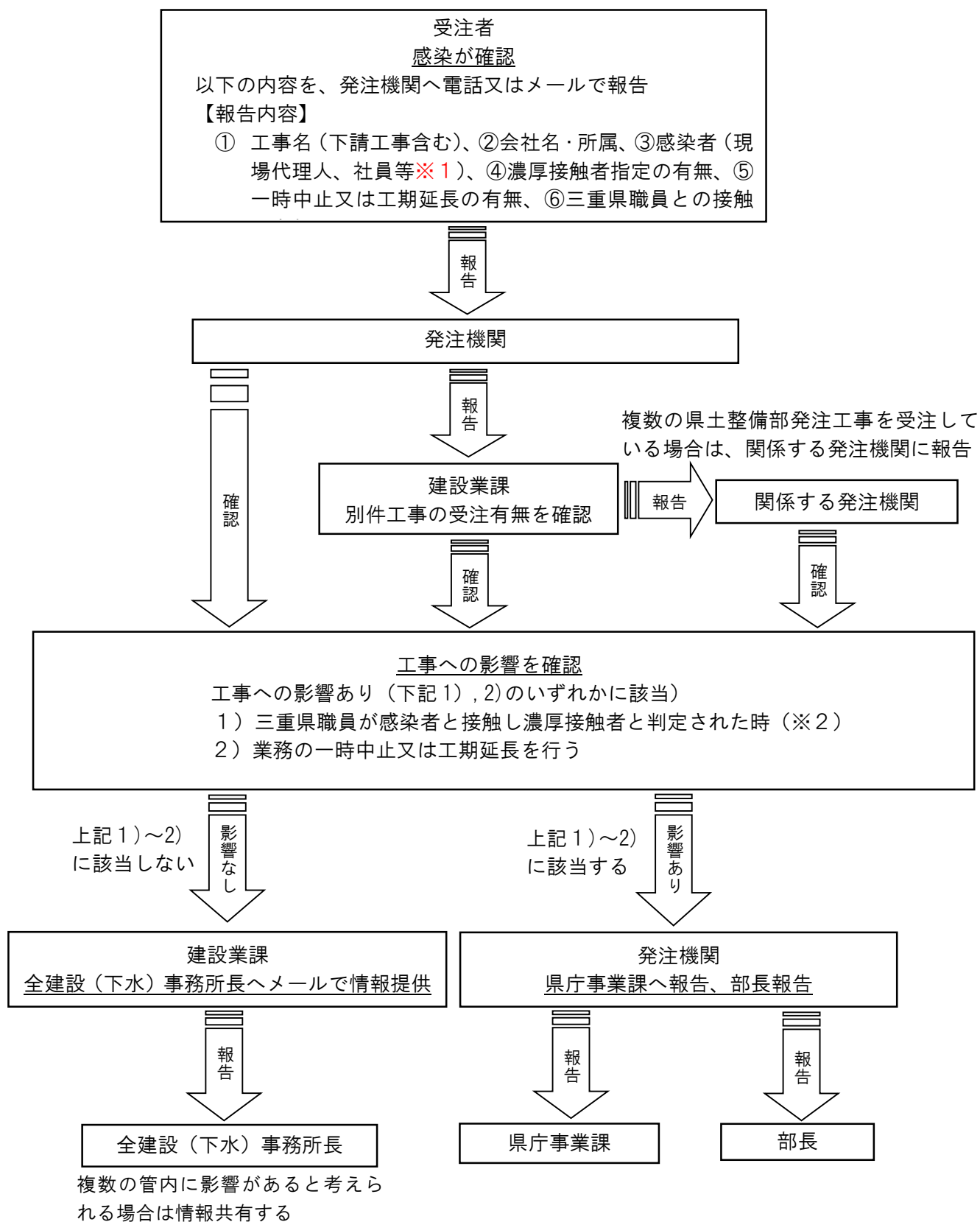
【改正前】 ③感染者（管理技術者、社員等）

【改正後】 ③感染者（管理技術者、社員等※1）

（※1）工事・業務に携わっている者

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723
メール：kengyo@pref.mie.lg.jp

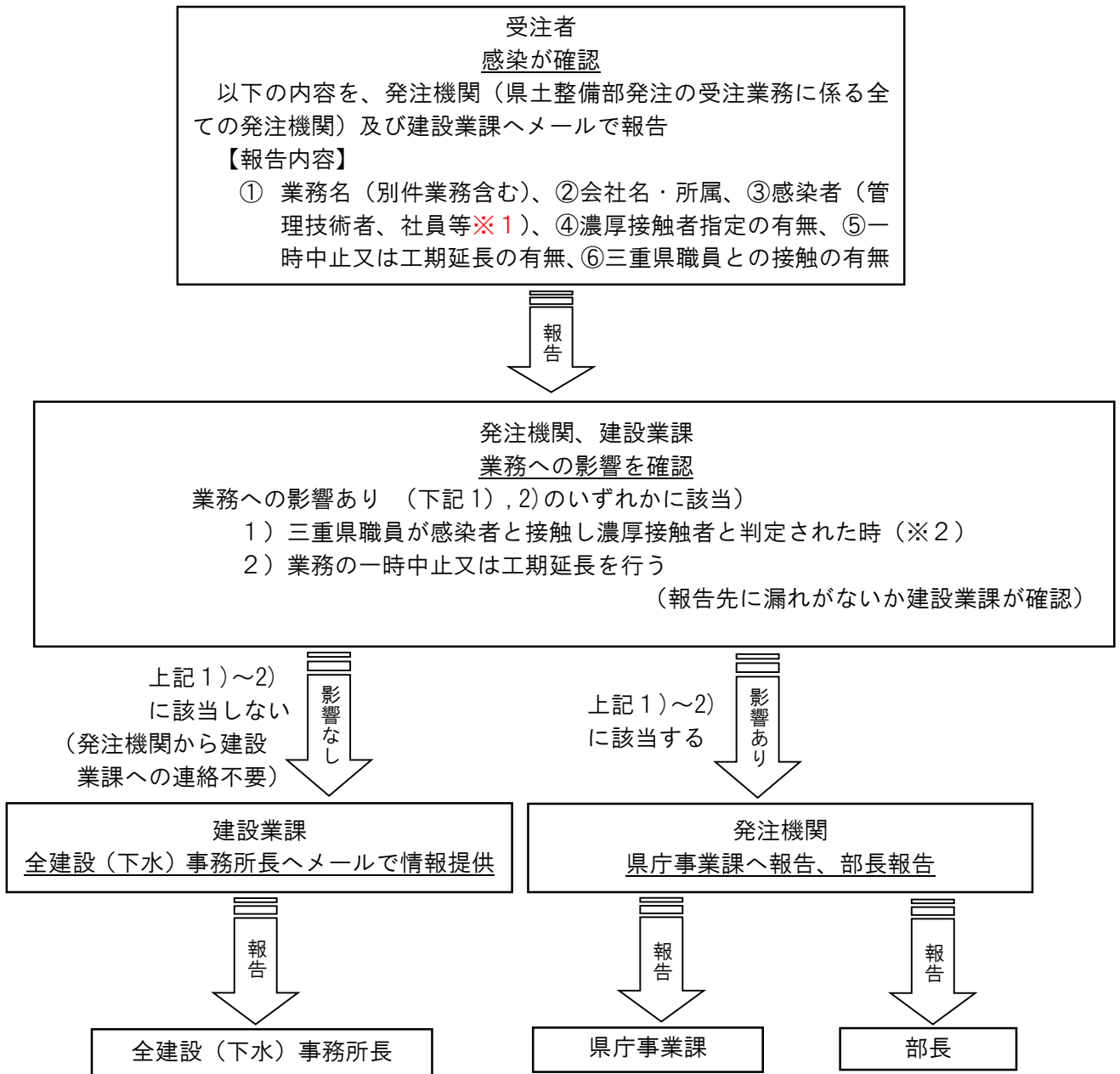
新型コロナウイルス感染者が発生した際の連絡体制（工事）



（※1）工事に携わっている者

（※2）職員が新型コロナウイルス感染症等と診断された場合のフロー図（総務部作成）により
部局の人権・危機管理監、人事担当に報告

新型コロナウイルス感染者が発生した際の連絡体制（業務委託）



（※1）業務に携わっている者

（※2）職員が新型コロナウイルス感染症等と診断された場合のフロー図（総務部作成）により各部局危機管理、人事担当に報告

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告（例）業務委託

新型コロナ発生状況を報告します。（〇月〇日陽性判明）（第1報）

受注者名：（株）〇〇コンサルタント

業務名：①一般国道〇〇号道路詳細設計業務委託

②一級河川〇〇川洪水浸水想定区域図作成業務委託

③一級水系〇〇川水系〇〇川砂防堰堤詳細設計業務委託

県土整備部発注の業務を記載してください

感染者：例 1) 〇（業務名の番号を記入）の業務に従事（〇〇（所属を記入）する〇〇（照査技術者、管理技術者、担当技術者、担当者等を記入）

濃厚接触者：例 1) 〇（業務名の番号を記入）〇〇（社内で濃厚接触者なし、同じ職場に勤務する担当技術者1名（三重県発注業務に携わっている）が濃厚接触者（PCR検査結果：陰性））、

例 2) 濃厚接触者について保健所が調査中 等を記入

一時中止又は工期延長：〇（業務名の番号を記入）〇〇（後日報告、一時中止（〇月〇日～〇月〇日）を予定、業務を継続する 等を記入）

三重県職員との接触：例 1) 〇（業務名の番号を記入）〇〇（三重県職員との接触なし）

例 2) 〇月〇日に建設事務所で打ち合わせを行った 等を記入）

（注意事項）

- ・メールベタ打ちで結構です
- ・報告内容に変更がありましたら、続報（第2報、第3報・・・）をお願いします。
- ・建設業課連絡先：電話 059-224-2723 メール kengyo@pref.mie.lg.jp

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告（例）工事

新型コロナ発生状況を報告します。（〇月〇日陽性判明）（第1報）

受注者名：（株）〇〇建設

工事名（元請）：①一般国道〇〇号道路改良工事

工事名（下請）：②一級河川〇〇川河川改修（堤防強化対策）工事

県土整備部発注の工事を記載してください

感染者：例 1) 〇（工事名の番号を記入）の工事に従事する〇〇（監理技術者、主任技術者、現場代理人、作業員、1次下請け〇〇組の作業員等を記入）

濃厚接触者：例 1) 〇（工事名の番号を記入）〇〇（社内で濃厚接触者なし、同じ職場に勤務する作業員1名が濃厚接触者（PCR検査結果：陰性））

例 2) 濃厚接触者について保健所が調査中 等を記入

一時中止又は工期延長：〇（工事名の番号を記入）〇〇（後日報告、一時中止（〇月〇日～〇月〇日）を予定、工事を継続する 等を記入）

三重県職員との接触：例 1) 〇（工事名の番号を記入）〇〇（三重県職員との接触なし）

例 2) 〇月〇日に建設事務所で打ち合わせを行った 等を記入）

（注意事項）

- ・メールベタ打ちで結構です
- ・報告内容に変更がありましたら、続報（第2報、第3報・・・）をお願いします。
- ・建設業課連絡先：電話 059-224-2723 メール kengyo@pref.mie.lg.jp